第一フロンティア生命
第一生命グループ

Press Release

2014 年 4 月 15 日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

新商品

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
岩手銀行にて販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社（社長：堤　悟、以下「第一フロンティア生命」）は、2014年4月16日より、株式会社岩手銀行（代表取締役頭取：高橋　真裕）において、**年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）「プレミアジャンプ」**を販売開始いたします。

「プレミアジャンプ」は、豪ドルの好金利を享受し、お客さまの大切な資産を“ふやして”“まもる”豪ドル建の年金保険です。

「プレミアジャンプ」の主な特徴

特徴1. 一時払保険料が2つの部分に分かれます。

●一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の豪ドル建の変額年金保険です。

特徴2. 一時払保険料（基本保険金額）の110%を豪ドル建で最低保証します。

●基本保険金額に年金原資保証率110%を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。

（1）定額部分について
　第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率※110%に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。
　※「基本保険金額」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額」の割合で、この保険では110%となります。
（2）変額部分について
　特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

特徴3. ご契約時に指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、受け取れます。

●「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円貨建の年金保険に移行します（移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます）。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

【しくみ図（イメージ）】

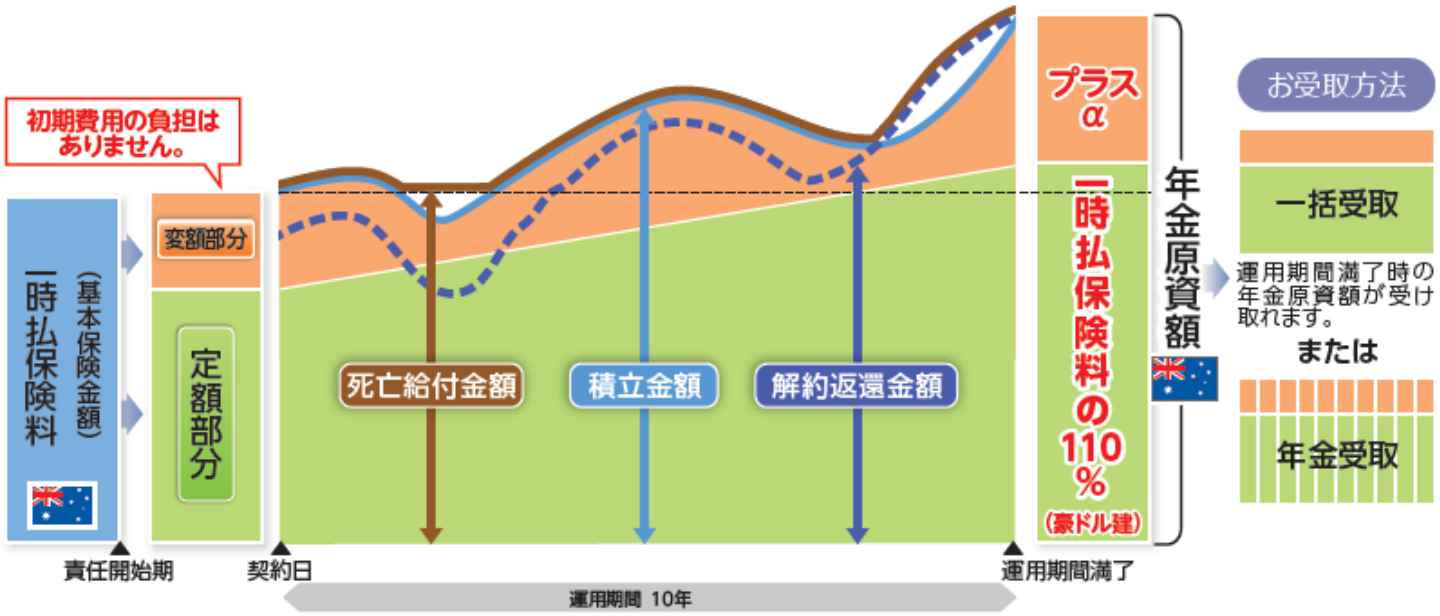

※契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。

※上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

【主なお取扱いについて】

<table>
<tr><td rowspan="2">基本保険金額
（一時払保険料もしくは各払込金額）</td><td>最低</td><td>
<table>
<tr><td>豪ドルでお払い込みの場合</td><td>20，000豪ドル</td></tr>
<tr><td>円貨でお払い込みの場合
（「保険料円貨入金特約」付加）</td><td>200万円</td></tr>
<tr><td>米ドルでお払い込みの場合
（「保険料外貨入金特約」付加）</td><td>20，000米ドル</td></tr>
</table>
*保険料の払込単位は、円：1万円、豪ドル：1豪ドル、米ドル：1米ドル</td></tr>
<tr><td>最高</td><td>5億円相当額※
※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。
*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して 5 億円相当額を超えることはできません。</td></tr>
<tr><td>運用期間</td><td colspan="2">10年</td></tr>
<tr><td>契約年齢</td><td colspan="2">0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）</td></tr>
<tr><td>年金種類</td><td colspan="2">• 確定年金（3年、5年、10年）
＊年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度（年金原資額の一時支払）もあります。</td></tr>
<tr><td>付加できる特約</td><td colspan="2">• 目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約
• 保険料円貨入金特約
• 保険料外貨入金特約
• 円貨支払特約
• 死亡給付金等の年金払特約</td></tr>
<tr><td>諸費用</td><td colspan="2">この保険にかかる費用は、運用期間中は変額部分における「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、解約時には、この他に「解約控除」がかかります。また、外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。
＜ご契約時＞
ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。

＜運用期間中＞
①定額部分における費用
直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>諸費用</td><td>②変額部分における費用
• 保険契約関係費：特別勘定の資産総額に対して年率1．85％
• 資産運用関係費：信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0．20％（税抜き）
＊上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は 2014 年 4 月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

＜ご解約時＞
解約控除：この保険の基本保険金額に経過年数別の解約控除率（10．0％～1．0％）を乗じた金額

＜年金受取期間中＞
<table>
<tr><th>項目</th><th>費用</th><th>時期</th></tr>
<tr><td>保険契約関係費
（年金管理費）※</td><td>受取年金額に対して1．4％
（円貨で年金を受け取る場合は0．35％）</td><td>年金支払開始日以後、
年金支払日に控除します。</td></tr>
</table>
※保険契約関係費（年金管理費）は 2014 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

＜通貨を換算する場合の費用＞
「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料として TTM との差額（25銭～50銭）を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります。
＊為替レートは、2014 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。</td></tr>
<tr><td>クーリング・オフ</td><td>この商品はクーリング・オフ制度の対象です。</td></tr>
</table>

【変額部分の投資リスクについて（損失が生じるおそれ）】
変額部分について、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品（コモディティ）、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【解約する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）】
定額部分について市場価格調整（※）を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
（※）市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。

【為替リスクについて（損失が生じるおそれ）】
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」等をご覧ください。

（登）C25F0355（2014.3.28）